

斐伊川水系河川整備アドバイザー会議 公開規定(案)

(目的)

第1条 本規定は、「斐伊川水系河川整備アドバイザー会議」(以下、会議という)規約第6条に基づき、会議の公開を定めるものである。

(会議の公開)

第2条 会議は原則公開とする。ただし、特別の事情により会議が必要と認めるときは、この限りではない。

(会議開催の周知)

第3条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに国土交通省中国地方整備局及び出雲河川事務所ウェブサイト(以下、「ウェブサイト」という。)により一般に周知する。

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定める。

(資料の配付)

第5条 会議の配付資料は、希少種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配付する。

(資料等の公開)

第6条 会議の配付資料は希少種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、発言者等の氏名を除き、ウェブサイトにて公表する。

(雑則)

第7条 この規定の変更やこの規定に定めなき事項については、会議で定める。

(附則)

この規定は平成27年12月17日から施行する。